

三重県手話施策推進計画(中間案)に対するご意見と県の考え方(案)

資料2

- 【対応状況】
 ①計画に反映するもの
 ②既に計画に反映しているもの
 ③今後の施策や事業の実施において検討・対応するもの
 ④計画に反映することが難しいもの
 ⑤その他(①～④に該当しないもの)

No.	該当箇所	ご意見等	ご意見に対する対応および県の考え方	対応状況
1	1ページ 第1章 1 計画策定の背景	1行目 「手や指の動き、表情等により視覚的に表現される言語」 →「手指動作、非手指動作により視覚的に表現される言語」の表現ではいかがでしょうか。 「表情」とは感情を表すもので、手話における「表情」は感情ではなく文法表現。手以外の動きを意味することとしては「非手指動作」のほうがより現実的かと思えます。	条例外文において、「手話とは・・・手や指の動き、表情等を使用して視覚的に表現するもの」と規定されていることから、このように表記しています。	④
2	1ページ 第1章 1 計画策定の背景	2行目 「明治時代に始まり、」 → 「明治時代、ろう教育の始まりを機に広まり、」 手話が共有されるようになったきっかけに触れる表現に思いました。	手話が明治時代に「広まった」とまでは言い難いこと、及び条例外文の規定をふまえて、このように表記しています。	④
3	1ページ 第1章 1 計画策定の背景	「・・・とともに、平成5年以降云々・・・、全国に先駆けて全校で手話を活用した指導及び支援に取り組んできました。」の記述については、ちょっと大きさに言いすぎではないかと思いました。小学部が手話を活用した指導・支援に取り組み始めたのはもっと後だという印象があります。	聾学校の小学部において、平成5年以降、徐々に手話を活用した指導・支援に取り組んできたところですが、ご意見をふまえ、「全校で」という記述を削除します。	①
4	2ページ 第1章 4 基本理念	5行目 手話に親しみ → 手話を理解し、親しみ 手話だけでなく、手話の話し手であるろう者への理解を期待して「理解し」を加えてみました。	主語を「誰もが」としていることから、このように表記しています。基本理念に掲げる①及び②を手話に関する基本的認識として、ろう者及び手話に対する理解の促進を図ってまいります。	④
5	2ページ 第1章 5 施策体系 施策1(3)	「手話による」 → 「手話等視覚による」 災害時等緊急時は手話以外の方法も駆使し迅速に情報が得られることが必要かと思われまます。	条例第8条第3項の規定に即して、このように表記しています。	④
6	2ページ 第1章 5 施策体系	数値目標を設定とあり、11ページに目標数値が記載されていますが、平成32年度目標の数値算定の根拠があればご教示ください。	「登録手話通訳者数(県)」及び「手話通訳者の派遣件数(県)」については、手話通訳者養成講座の受講実績等を参考に、現状(平成27年度)から約3割増の目標としています。「ホームページアクセス数」については、手話言語条例を掲載した県ホームページの直近のアクセス数を参考に設定しています。「聾学校における保護者向け講習会の参加者数」については、現状(平成27年度)をふまえて、今後4年間(平成29年度～平成32年度)の累計値として設定しています。	⑤
7	4ページ 第2章 1 基本的施策と具体的な取組 施策1(1)①	テレビ情報番組の制作・放映について (意見)「字幕」への言及を削るべき。 (理由)「字幕挿入」は、「手話を使用しやすい環境の整備のために必要な施策」に当たらないので、この計画に記載しても、条例に基づく施策とすることができない。字幕挿入は、障害者差別解消法に基づく取組として整理すべきであり、無用な誤解を避けるため、この計画からは削るべきである。	ご意見をふまえ、下記のとおり修正します。 手話付きテレビ情報番組の制作・放映(戦略企画部) テレビ放送により県が提供する情報番組「県政チャンネル～輝け！三重人～」(10分番組/月4回放映)及び同番組の録画配信(YouTube)において、手話を挿入して配信します。	①
8	4ページ 第2章 1 基本的施策と具体的な取組 施策1(1)③	動画配信に手話通訳を導入することについて、検討します。とありますが、検討ではなくはっきりと【導入します】と表現しないのは何故？	知事定例会見の動画配信における手話通訳については、実施方法や必要経費などについて検討し、導入可能かどうかを判断する必要があることから、中間案では「検討します」と表現していましたが、平成29年2月から手話通訳を実施することとなったため、最終案では以下のとおり修正します。 知事定例記者会見における手話通訳の実施(戦略企画部) ろう者の情報保障を推進するため、知事定例記者会見において手話による通訳を実施します。	①
9	4ページ 第2章 1 基本的施策と具体的な取組 施策1(1)④	県のイベント・会議等における情報保障の確保 (意見)「手話通訳等による情報保障」の「等」の意味が曖昧なので、削るべき。 (理由)「手話通訳等による情報保障」とされているが、これでは、要約筆記や筆談なども広く含むように読める。手話言語条例はあくまでも手話しか対象としていないので、その点を明確にすべきである。	ご意見をふまえ、「等」を削除します。	①

No.	該当箇所	ご意見等	ご意見に対する対応および県の考え方	対応状況
10	4ページ 第2章 1 基本的施策 と具体的な取組 施策1(1)⑤	文化施設における情報保障の推進 (意見)内容全体を手話に関するものになるよう、見直すべき。 (理由)「筆談による対応」は、「手話を使用しやすい環境の整備のために必要な施策」に当たらないので、この計画に記載しても、条例に基づく施策とすることができない。また、「ろう者に配慮した観覧環境の提供に努める」については、極めて曖昧な表現で、どのような手話に関する施策を行うのかが読み取れない。 ここでの施策については、「配慮した観覧環境」などといった曖昧な表現を使わず、「手話」の語を明記した形に見直すべきである。	ご意見をありがとうございます。 ご意見をふまえ、下記のとおり修正するとともに、今後とも、施設の運営管理に際しては、個別具体的なろう者の方のニーズをふまえ、情報保障について合理的な配慮を行うよう努めてまいります。また、県民の方が利用する他の県施設についても、情報保障の推進に取り組みます。 文化施設における情報保障の推進(環境生活部) 県立の文化施設において、筆談や資料提示、手話研修の受講促進に取り組むとともに、手話ボランティアの活用を検討するなど、各施設の特性をふまえて、ろう者に配慮した観覧環境の提供に努めます。	①
11	4ページ 第2章 1 基本的施策 と具体的な取組 施策1(1)⑤	観覧環境の提供について具体的にどのようなことを考えているのかを明記してほしい。(例えば、説明ビデオなどに手話のワイプや字幕を付ける等)	ご意見をありがとうございます。 今後とも、施設の運営管理に際しては、個別具体的なろう者の方のニーズをふまえ、情報保障について合理的な配慮を行うよう努めてまいります。また、県民の方が利用する他の県施設についても、情報保障の推進に取り組みます。	③
12	4ページ 第2章 1 基本的施策 と具体的な取組 施策1(1)⑤	観覧環境の提供について具体的な環境の整備方法がわかりにくいので、説明ビデオなどに手話のワイプや字幕を付けたと記載してほしい。	ご意見をありがとうございます。 今後とも、施設の運営管理に際しては、個別具体的なろう者の方のニーズをふまえ、情報保障について合理的な配慮を行うよう努めてまいります。また、県民の方が利用する他の県施設についても、情報保障の推進に取り組みます。	③
13	4ページ 第2章 1 基本的施策 と具体的な取組 施策1(1)⑤	具体的な環境整備方法が分かりにくいので、具体的に記載してほしい。例:説明ビデオにワイプで手話通訳を入れる、字幕を付けるなど。 または(NTTがCMで流していますが)ITCを活用して多言語の中に手話を入れるなど。	ご意見をありがとうございます。 今後とも、施設の運営管理に際しては、個別具体的なろう者の方のニーズをふまえ、情報保障について合理的な配慮を行うよう努めてまいります。また、県民の方が利用する他の県施設についても、情報保障の推進に取り組みます。	③
14	4～5ページ 第2章 1 基本的施策 と具体的な取組 施策1(1)⑦	わかりやすい情報提供ガイドライン等に基づく情報保障の推進 (意見)手話に関係しているのかどうか分からないので、手話との関係性が分かるよう、内容全体を見直すべき。 (理由)「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」は、手話をカバーしているのであろうか。また、「会場の設営や運営について、ユニバーサルデザインに配慮する」という施策は、手話と関係しているのであろうか。これらの施策と手話との関係性が明らかでない、この計画に記載してよい施策かどうか分からないので、その点を明確にすべきである。	ご意見をふまえ、次のとおり修正します。 「誰もが必要な情報を入手できるよう、県が作成した「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」に沿って手話を含めたわかりやすい情報発信を進めます。また、県が作成した「ユニバーサルデザインイベントマニュアル」を活用し、会場の設営や運営について、手話の利用を含めたユニバーサルデザインに配慮された、誰もが参加しやすいイベントの開催を進めます。」 なお、「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」や「ユニバーサルデザインイベントマニュアル」では、手話や手話通訳の必要性や利用方法等について記述をしており、これらのガイドライン等を活用して、ユニバーサルデザインに配慮された情報発信やイベント開催を進めることが「手話を使用しやすい環境を整備する」とことにつながると考えています。	①
15	5ページ 第2章 1 基本的施策 と具体的な取組 施策1(1)⑧	字幕映像ライブラリーについて (意見)「字幕」への言及は削るべき。 (理由)「字幕挿入」は、「手話を使用しやすい環境の整備のために必要な施策」に当たらないので、この計画に記載しても、条例に基づく施策とすることができない。字幕挿入は、障害者差別解消法に基づく取組として整理すべきであり、無用な誤解を避けるため、この計画からは削るべきである。	ご意見をふまえ、「字幕映像ライブラリーの製作・貸出」を「手話付き映像作品の製作・貸出」に、「…字幕付き又は手話付き映像作品の製作や無料貸出を行います」を「…手話付き映像作品の製作や無料貸出を行います」に修正します。	①
16	5ページ 第2章 1 基本的施策 と具体的な取組 施策1(1)⑧	支援センターですでに実施の事業ですが、貸出数の頭打ちが見られるので、独自映像だけでは無く聴覚障害者の方が求める作品をそろえて欲しい。	ご意見をありがとうございます。 今後の事業の実施にあたっての参考とさせていただきます。	③
17	5ページ 第2章 1 基本的施策 と具体的な取組 施策1(1)⑧	すでに支援センターで実施しています。聴覚障害者のみなさんの要望に応じた作品を増やしてほしい。	ご意見をありがとうございます。 今後の事業の実施にあたっての参考とさせていただきます。	③
18	5ページ 第2章 1 基本的施策 と具体的な取組 施策1(2)①	カウンセラー&ケースワーカーとして話を聴き、支援していくためには、専門職の配置が必要。人的確保にも触れるべき。	ご意見をありがとうございます。 施策1(2)①及び②において、人的確保も含めた拠点機能の確保・拡充等に取り組んでまいります。	②

No.	該当箇所	ご意見等	ご意見に対する対応および県の考え方	対応状況
19	5ページ 第2章 1 基本的施策 と具体的な取組 施策1(2)②	拠点を聴覚障害者支援センターに確保するのは賛成だが、相談資格のスキルをもった職員が不在のため、現在は近隣県からの応援をもらっていると聞いている。まずは県費で相談員を育成してほしい。その際、聴覚障害者だけではなく手話通訳士で相談業務を担う人材育成もお願いしたい。	ご意見をありがとうございます。 今後の事業の実施にあたっての参考とさせていただきます。	③
20	5ページ 第2章 1 基本的施策 と具体的な取組 施策1(2)②	相談支援については、ろう者からだけでなく、ろう者の家族や手話通訳者からの相談にも幅広く応じてもらいたい。また聴覚障害関係を専門的に相談できる相談員の養成についても検討してほしい。	ご意見をありがとうございます。 三重県聴覚障害者支援センターにおいて、聴覚障がいに関することを前提に対応しており、内容によって関係機関と連携を図り、相談支援を行うこととしています。また、相談業務については、窓口設置相談員や登録相談員(ろう者、社会福祉士、精神保健福祉士等)が対応を行っているところですが、引き続き、ニーズをふまえた相談支援の充実に努めてまいります。	③
21	5ページ 第2章 1 基本的施策 と具体的な取組 施策1(2)②	ろう者だけでなく、家族や手話通訳者からの相談にも応じてほしい。また、専門的に相談できる相談員の育成も必要だと思う。	ご意見をありがとうございます。 三重県聴覚障害者支援センターにおいて、聴覚障がいに関することを前提に対応しており、内容によって関係機関と連携を図り、相談支援を行うこととしています。また、相談業務については、窓口設置相談員や登録相談員(ろう者、社会福祉士、精神保健福祉士等)が対応を行っているところですが、引き続き、ニーズをふまえた相談支援の充実に努めてまいります。	③
22	5ページ 第2章 1 基本的施策 と具体的な取組 施策1(2)②	ろう者やその家族、通訳者等からの相談支援を受ける所は今では支援センターかなと思いますが、専門的な相談員でしょうか？ 三重は相談機関として弱いと思います。相談員(専門家)の養成も含めて検討してほしいと思います。	ご意見をありがとうございます。 三重県聴覚障害者支援センターにおいて、聴覚障がいに関する相談について、窓口設置相談員や登録相談員(ろう者、社会福祉士、精神保健福祉士等)が対応を行っているところですが、引き続き、ニーズをふまえた相談支援の充実に努めてまいります。	③
23	5ページ 第2章 1 基本的施策 と具体的な取組 施策1(3)	災害時における手話による情報取得等のための措置(意見)手話との関連性が分かるよう、全体的に施策を見直すべき。 (理由)この施策では、「福祉避難所の確保の働きかけ」や「聴覚障がい者支援サポーター制度の構築」などが挙げられているが、手話への言及がなく、これらの施策が手話でのコミュニケーションの確保とどうつながるかが不明である。 福祉避難所の確保などは極めて重要な取組であるが、条例は、手話を使用しやすい環境の整備との関連で災害時への対応を規定しているにとどまり、それ以上の施策をこの計画に盛り込むことは、条例の目的を超える。 そのため、中間案に記載されている施策については、障害者差別解消法による施策として整理し、手話でのコミュニケーションの確保との関係を踏まえた施策に見直すべきである。	ご意見をふまえ、下記のとおり修正します。 ①福祉避難所の確保促進(健康福祉部) 災害時における、ろう者の手話等による情報・コミュニケーション支援に資するよう、市町に対して、福祉避難所の指定や福祉避難所に係る社会福祉施設等との協定締結を働きかけます。 ②聴覚障がい者災害支援サポーター制度の構築(健康福祉部) 災害発生時における、要援護聴覚障がい者の安否確認や救援活動を迅速かつ適切に行えるよう、聴覚障がい者団体及び関係機関の協力を得ながら、手話が可能な聴覚障がい者災害支援サポーターの登録を推進します。 ③災害時における聴覚障がい者の支援に関する協定の締結促進(健康福祉部) 三重県聴覚障害者支援センターと市町の間で、避難行動要支援者名簿の提供等に関する協定の締結を促進することにより、災害発生時における聴覚障がい者の手話等による避難所支援等を行います。	①
24	6ページ 第2章 1 基本的施策 と具体的な取組 施策2(1)①④	現在手話通訳者は、市町、三重県、三重県聴覚障害者支援センターに登録をしている。市町で登録通訳者のなり手が無い現状の1つに報償の安さが挙げられる。市町に金額交渉を行うと、三重県が値上げしたら考えるとされる。人材を確保したいのであれば金額の見直しをお願いしたい。関東圏では手話通訳だけで生活が成り立っている人たちもいるので、特に若手を確保したいのであれば生活できるくらいの保障はほしいと思う。仮にも手話言語の通訳と言う特殊技術職であるのだから。	ご意見をありがとうございます。 今後の事業の実施にあたっての参考とさせていただきます。	③
25	6ページ 第2章 1 基本的施策 と具体的な取組 施策2(1)②	県南部地域での手話通訳者養成講座を受けやすい環境の整備とは、例えばどのようなことか。具体的に記載してほしい。(他、同一意見1件)	三重県障害者施策推進協議会手話施策推進部会において、「現在、県の手話通訳者養成講座は津以北で実施されているが、南勢地域でも実施してほしい」との意見が出されたことから、このように表記しています。なお、手話通訳者養成講座を受けやすい環境の整備については、養成講座を担当する指導者の人材確保が課題となっていることもふまえ、今後、具体的な実施方法を検討してまいります。	③

No.	該当箇所	ご意見等	ご意見に対する対応および県の考え方	対応状況
26	6ページ 第2章 1 基本的施策 と具体的な取組 施策2(1)②	県南部とはどのあたりでしょうか。具体的に記載しないとわかりません。	三重県障害者施策推進協議会手話施策推進部会において、「現在、県の手話通訳者養成講座は津以北で実施されているが、南勢地域でも実施してほしい」との意見が出されたことから、このように表記しています。なお、手話通訳者養成講座を受けやすい環境の整備については、養成講座を担当する指導者の人材確保が課題となっていることもふまえ、今後、具体的な実施方法を検討してまいります。	③
27	6ページ 第2章 1 基本的施策 と具体的な取組 施策2(1)②	通訳者養成講座を担う講師の数も限られているので、ICT環境を使い双方向通信のような遠隔講座の開催の検討は可能でしょうか？	ご意見をありがとうございます。 今後の事業の実施にあたっての参考とさせていただきます。	③
28	6ページ 第2章 1 基本的施策 と具体的な取組 施策2(1)②	手話通訳者の人材育成推進について、講座の開催や講座を受けやすい環境の整備とありますが、これまでもこういった工夫は、関係機関でされてきているではありませんか？もちろん、必要な事だと思いますので進めて頂きたいのですが、取組としては受動的で弱いような感じがします。人材を育てる事は思っているよりも時間が必要になってくると思います。それには、まず育成の前に人材が必要だと思います。もう少し能動的に人材を確保する取組が必要ではないかと思ひます。どういった取組が良いかがすぐに思い付きませんが、まず人材確保の取組が必要だと思います。	ご意見をありがとうございます。 県民の皆様に対して手話を学ぶ機会を幅広く提供するなど、手話に携わる人々の裾野を広げることにより、今後の人材確保につなげていきたいと考えています。	③
29	6ページ 第2章 1 基本的施策 と具体的な取組 施策2(1)④	受講促進のための講座受講に対する財政的補助の拡大を検討してほしい。 (他、同一意見1件)	ご意見をありがとうございます。 今後の事業の実施にあたっての参考とさせていただきます。	③
30	6ページ 第2章 1 基本的施策 と具体的な取組 施策2(1)④	指導者の育成をするために何をするのかを具体的に揭示してほしい。例：受講生に対する財政的補助など	指導者の育成に関しては、手話通訳者養成担当講師連続講座及び手話通訳者養成担当講師リーダー養成研修会へ受講者を派遣し、旅費及び参加費を県が負担しているところですが、今後も関係機関と連携しながら、人材育成に努めてまいります。	②
31	6ページ 第2章 1 基本的施策 と具体的な取組 施策2(1)⑤	手話奉仕員スキルアップ講座のカリキュラムを作成することは賛成。講座開催にあたっては三重県聴覚障害者支援センターが中心になって進めて行くと思像できるが、三重県手話通訳問題研究会と言う全国組織を持つ会があるのでこれらの社会資源も活用してほしい。特に手話を学ぶ健聴者にとってはどのように学べばよいのか、また通訳のあり方の考察などは専門的な知識やスキルを有している集団であるので一考願いたい。	ご意見をありがとうございます。 今後の事業の実施にあたっての参考とさせていただきます。	③
32	6ページ 第2章 1 基本的施策 と具体的な取組 施策2(1)⑤	奉仕員養成講座修了者が地域サークルへ入会する割合が全国的にも少ないと聞きます。 他県の取り組みとして、手話奉仕員養成講座のカリキュラムの中にサークル体験を入れてサークルを知ってもらい、入会につなげている県があるそうです。 地域のサークルに入会する人が増えれば手話に長く関わってもらえるようになると思います。 スキルアップ講座のカリキュラム作成の際に講座として組み込むことを検討してはどうでしょうか。	ご意見をありがとうございます。 今後の事業の実施にあたっての参考とさせていただきます。	③
33	6～7ページ 第2章 1 基本的施策 と具体的な取組 施策2(1)	手話通訳者等の等は誰を指すのか？前回のパブコメでも、多くの関係者からこの【等】は外してほしいとの声が上がったと思うが、あえて外さなかったのには、それなりの具体的な人を想定していると思われる。従って、ここでは【等】ではなく、具体的に誰を指しているのかを明記してほしい。 また、文末に「体制の整備及び拡充に努めます」とありますが、手話通訳者も手話通訳者養成講座の指導者も足りていないのは明白な事実なので、ここは「体制を整備し拡充します」と明記すべきなのでは？	条例では、「手話通訳者等」を「ろう者及び手話通訳者その他手話を使用することができる者」としており、「その他手話を使用することができる者」とは手話奉仕員などを想定しています。また、ご指摘の「体制の整備及び拡充に努めます」という表現については、条例第9条の規定に即してこのように表記していますので、ご理解ください。	④
34	6～7ページ 第2章 1 基本的施策 と具体的な取組 施策2(1)	手話通訳者も手話通訳者養成講座の指導者も足りていないので、人材の育成には特に取り組んでほしい。	ご意見をありがとうございます。 ろう者の情報保障を確保するため、手話通訳者やその指導者等の人材育成は喫緊の課題であると考えています。 ろう者が手話通訳者等の派遣等による意思疎通支援を適切に受け取ることができる体制の整備・拡充に取り組んでまいります。	②

No.	該当箇所	ご意見等	ご意見に対する対応および県の考え方	対応状況
35	6～7ページ 第2章 1 基本的施策 と具体的な取組 施策2(1)	手話通訳者、手話通訳者養成講座指導者ともに足りないの で、早急に人材育成に取り組んでほしい。	ご意見をありがとうございます。 ろう者の情報保障を確保するため、手話通訳者やその指 導者等の人材育成は喫緊の課題であると考えています。 ろう者が手話通訳者等の派遣等による意思疎通支援を適 切に受けることができる体制の整備・拡充に取り組んでま いります。	②
36	6～7ページ 第2章 1 基本的施策 と具体的な取組 施策2(1)	手話通訳者及びその指導者の人材育成は、緊急な課題だ と思います。市町と連携して目標数値を達成すべく計画的に取り 組んでほしいと思います。またスキルアップ研修も強く望みます 。財政的な補助も必要です。	ご意見をありがとうございます。 ろう者が手話通訳者等の派遣等による意思疎通支援を適 切に受けることができる体制を確保するため、手話通訳に 携わる人材育成の推進に取り組んでまいります。	③
37	7ページ 第2章 1 基本的施策 と具体的な取組 施策2(1)⑦	先進地域の情報をもとに記載されていると思うが、実施に関し ては慎重に進めてほしい。 今でも聴覚障害者は手話通訳者に任せておけば良いという風 潮がある中で、通訳者が不足している地域はタブレットや遠隔 通訳に任せ、聴覚障害者の実態を見落とす懸念がある。例え ばどこかの店の予約やちょっとした電話通訳なら便利だと思 うが、生活に関わる内容は顔の見える関係性の中で丁寧な支 援を広げていくことが必要だと思う。	ご意見をありがとうございます。 今後の事業の実施にあたっての参考とさせていただきます。	③
38	7ページ 第2章 1 基本的施策 と具体的な取組 施策2(1)⑦	進展していく技術をツールとして活用していくのは非常に大 切な取り組みであり、活用をしていくべきだと思います。しかし、 意思疎通支援としてのツールとしてではなく、聴覚障害者の方 の情報バリアフリーツールと位置づける方が良いと思います。 あくまでも意思疎通支援は対人を基本として考えるべきだと思 います。	ご意見をありがとうございます。 今後の事業の実施にあたっての参考とさせていただきます。	③
39	7ページ 第2章 1 基本的施策 と具体的な取組 施策2(1)⑦	「ICTを活用した意思疎通支援のあり方などについての検討」 の項目が「施策2:手話通訳を行う人材の育成等」にあるのは 当てはまらないように思います。 ICTを活用しての遠方との相談支援や観光地における意思疎 通支援も今後は考えられます。 それらを考慮し、「⑦ICTを活用した意思疎通支援のあり方等 についての検討」は、「施策1:情報の取得等におけるバリアフ リー化等」のほうへ、「⑨ICTを活用した意思疎通支援環境の 構築等についての検討」と変えて移してはどうでしょうか。	施策1(1)は主に県政情報についての取組を記述してい ること、また、施策2で記載している「手話通訳者等の派遣 等」については、条例上、手話通訳者等の派遣のみなら ず、情報通信技術を利用した手話通訳サービスも含めた 取組を想定していることから、施策2として位置付けていま す。	④
40	7ページ 第2章 1 基本的施策 と具体的な取組 施策2(1)⑧	第21回全国障害者スポーツ大会に向けた情報支援ボラン ティアの養成 (意見)「手話通訳者等の情報支援ボランティア」が曖昧な ので、手話との関連性を明確にすべき。 (理由)第21回全国障害者スポーツ大会に向け、手話通訳者 等の情報支援ボランティアを養成することを挙げている。この 「手話通訳者等」が、条文の文言どおりであるならばよいが、そ れ以外の者(要約筆記者など)を含むのであれば、条例に基づ く施策に該当しないものを含んでしまうことになる。 この計画が対象とするボランティアは、手話による支援を行う 者であることを明確にすべきである。	ご意見をふまえ、「大会の開催に向けて、手話を用いた情 報支援ボランティアの計画的な養成に取り組めます」とい う表現に修正します。	①
41	7ページ 第2章 1 基本的施策 と具体的な取組 施策3(1)②	小さな子どもたちは環境設定するだけで自然と身につくこと が多いです。廊下に手話単語のイラストを掲示するだけで自然 と見るようになり、覚えて手話に興味を持つようになりました。職 員も覚えて使っています。(経験より) そのようなアドバイスも発信してほしい。	ご意見をありがとうございます。 今後の事業の実施にあたっての参考とさせていただきます。	③
42	7ページ 第2章 1 基本的施策 と具体的な取組 施策3(1)④	現在、手話奉仕員養成講座の開講だけではなく、市民向け の手話講座を開催したり、手話サークルがある市町は多いと思 います。あえて「県民向けの手話講座」を開催する必要がある のか？ 県民向け手話講座は不要かと想います。	条例第10条第1項において、「県は、市町その他の関係機 関、ろう者及び手話通訳者等と協力して、県民が手話を学 習する機会の確保等に努めるものとする」と規定されてい ることから、市町等と連携しながら、県民に対して幅広く手 話を学ぶ機会の提供に努めてまいります。	④
43	8ページ 第2章 1 基本的施策 と具体的な取組 施策3(2)①	県職員及び市町職員に対する研修の実施 (意見)県と市町が対等の関係であることを考慮し、市町に対 する支援であることを明確にすべき。 (理由)市町職員に対する研修の実施は、市町との連携の一 環と評価することができるが、県と市町の職員を単純併記す ると、県が市町の職員についても管理しているかのような誤解を 生まないかという懸念がある。 県と市町が対等の関係であることを考慮すれば、単純併記で はなく、市町に対する支援の施策として言及したほうがよい。	ご意見をふまえ、「市町職員に対する手話研修の実施を 検討します」を「市町に対する支援として、市町職員向け 手話研修の実施を検討します」に修正します。	①

No.	該当箇所	ご意見等	ご意見に対する対応および県の考え方	対応状況
44	8ページ 第2章 1 基本的施策 と具体的な取組 施策3(2)①	手話研修を実施した後、全国手話検定試験につなげてほしい。また、受験料の補助、資格を得た職員(級による)に手当をつけるなど検討してほしい。	ご意見をありがとうございます。 県職員等に対する手話研修の実施を進めるとともに、全国手話検定試験に関する情報についても適宜、周知を図ってまいります。	③
45	8ページ 第2章 1 基本的施策 と具体的な取組 施策3(2)①②	県及び市町職員への研修は、テキストやDVDではなく、是非、ろう者から受けるようにしてもらいたいです。また、教職員についても同様で、インターネットを活用した研修講座とありますが、もちろんその講座での成果は期待されるのですが、研修を受けた方が、地域のろう者と自発的、積極的にコミュニケーションを取りたいと思わせるような研修にしてほしいです。受けさせられていると思って研修を受けても何も得られないと思いますので、その点も踏まえ、研修して頂きたいです。	平成28年度に実施している県職員への研修では、ろう者の県職員が講師となり、手話の仕組みや基本的な手話等について講義を行っています。 また、教職員に対しては、インターネットを活用した研修(ネットDE研修)「手話入門～コミュニケーションをとるために」を配信し、教職員が時間を有効に活用し、自己の教育課題に応じて研修ができるようにしているところであり、今後も受講促進に努めるとともに、本研修を受講した教職員が研修内容を活用し、ろう者と自発的、積極的にコミュニケーションを図ることができるよう、様々な場面を通じて啓発していきます。	②
46	8ページ 第2章 1 基本的施策 と具体的な取組 施策3(3)①	本文1行目「手話による合唱」 手話により発表するものは、音楽系よりも言葉のやり取りを伴う演劇や絵本の朗読の方がより言語的に触れることができるのではと思います。手話の話し手であるろう者から学ぶきっかけにもなり、手話をより身近に感じることができるかと思いい提案します。	ご意見をふまえ、「手話による合唱」を「手話による合唱や演劇」に修正します。	①
47	8ページ 第2章 1 基本的施策 と具体的な取組 施策3(3)①	手話を学ぶ取組の実施とありますが、子どもたちに指導するのは、研修を受けた教職員ですか？是非、こちらもろう者と関わられる取組の実施をお願いします。	ろう者及び手話通訳者を講師として、手話を学ぶ授業を行う事例があります。教職員は、講師と共に手話を学ぶ授業を行うことなどとおして、ろう者や手話通訳者と関わっています。	②
48	8ページ 第2章 1 基本的施策 と具体的な取組 施策3(3)②	授業では手話通訳にも触れ、通訳者をめざす学生を増やして社会資源の充実に繋げてほしい。	高等学校においては、手話通訳者等の外部人材を活用した授業も実施しており、今後も手話通訳等の職業理解につなげていきたいと考えています。	③
49	8ページ 第2章 1 基本的施策 と具体的な取組 施策3(3)④	人権学習指導資料の活用について (意見)手話学習の取組との関係を明確にすべき。 (理由)「手話に関する内容を掲載している人権学習指導資料の教材活用」とあるが、手話を教えることに主眼があるのか、人権教育を推進することに主眼があるのかははっきりしない。この条例は、人権教育の実施を直接の目的とするものではないので、手話を教えることが明確になるよう、記述を再検討すべきである。	この人権学習指導資料に掲載している学習展開例は、社会的障壁を取り除き、聴覚障がい者との共生を実現するため有効な手段のひとつである手話について、児童・生徒が、学習を通じて、その重要性に気づくことを目的としています。手話の学習については、人権教育での気づきをふまえ、取り組んでいきます。	②
50	8ページ 第2章 1 基本的施策 と具体的な取組 施策3(3)⑤	本文2行目 「耳の不自由な人と話す方法等」→「聞こえが不自由な人と接する方法等」 「耳～話す」を「聞こえ～接する」にすることでより具体的な行動につながるのではと思います。	小学生にもわかりやすい表現を意識して、これまでも学校出前授業の中では「耳の不自由な人へは、「話をしよう」という気持ちがあれば、いろいろな方法で話をすることができる」という表現で伝えていきますので、当計画の中でも、その表現にならって「耳の不自由な人と話す方法」という表現を使用しています。	④
51	8ページ 第2章 1 基本的施策 と具体的な取組 施策3(3)⑤	学校出前授業 (意見)「ユニバーサルデザインのまちづくり学校出前授業」の取組について、手話学習として活用することを明確にすべき。 (理由)「ユニバーサルデザインのまちづくり学校出前授業」については、耳の不自由な人と話す方法等についての授業を実施し、「ユニバーサルデザインのまちづくりの意識を育む環境づくりを推進」とあるが、「ユニバーサルデザインのまちづくりの意識を育む環境づくり」の推進では、手話学習以外のものも含んでいるように読める。手話学習に特化した表現になるよう、記述を検討すべきである。	ご意見をふまえ、次のとおり修正します。 「ユニバーサルデザインのまちづくり学校出前授業」において、手話を含めた耳の不自由な人と話す方法等についての授業を実施し、次世代を担う子どもたちにユニバーサルデザインの考え方の浸透を図り、手話を使用しやすい環境づくりを推進します」	①
52	8ページ 第2章 1 基本的施策 と具体的な取組 施策3(3)⑤	「また三重県聴覚障害者支援センターが実施するサマースクール等において親子手話教室を開催します」とありますが、親子手話教室とは何でしょうか？ 聞こえる親と聞こえる子どもでしょうか？ いちばん重要なのは、「聞こえる親にとって、聞こえない赤ちゃんが生まれたとき」「聞こえない親にとって、聞こえる赤ちゃんが生まれたとき」これらのときは、親子間でもあってもまずコミュニケーションの壁が生まれるのです。 そして、この問題をフォローできる場や制度がありません。赤ちゃんのときから親子間が双方、コミュニケーションを取れるよう、ペビーサイン教室などを行うことが考えられます。 「親子手話教室」と断定しないでください。	ご意見をありがとうございます。 条例の規定に基づき、施策3において聴覚障がいのない子どもに係る取組を、施策4において聴覚障がいのある子どもに係る取組を記述しています。なお、施策3(3)⑤については、「親子手話教室」を「子ども手話教室等」に表現を修正し、子どもに対する取組を進めてまいります。	③

No.	該当箇所	ご意見等	ご意見に対する対応および県の考え方	対応状況
53	8ページ 第2章 1 基本的施策 と具体的な取組 施策3(3)	<p>幼児、児童、生徒、学生に対する手話学習 (意見)私立学校の幼児、児童、生徒や大学生、高等専門学校の学生向けの手話学習の取組についても検討すべきではないか。</p> <p>(理由)条例第10条第3項は、手話学習の取組について、「学校の設置者」ではなく「県」を主体としており、学校教育での手話学習を主に想定しつつも、それ以外の場での教育活動も含む構造になっている。そのため、国立学校や私立学校に通う幼児、児童、生徒、学生も排除されておらず、それらの者に対しては、県が学校以外の場での手話講座を企画して実施することにより、手話学習の機会を設けることを想定していることと解すべきである(そのように解しないと、「学生」を入れていることが説明できない)。</p> <p>それにもかかわらず、中間案では、施策のほとんどを教育委員会が行うものとしており、上記のことを十分に考慮していないのではないかと懸念する。</p> <p>公立学校以外の学校に通う者などについても見据えた施策を検討すべきである。</p>	<p>ご意見をありがとうございます。</p> <p>施策3(3)⑤の取組については、公立学校以外の学校も対象としているところですが、記述内容を一部見直すとともに、今後の事業の実施においても、ご意見をふまえて取組の推進に努めてまいります。</p>	①
54	9ページ 第2章 1 基本的施策 と具体的な取組 施策4(1)①	<p>ろう児に対する手話教育の環境整備 (意見)「聾学校に在籍する」でよいのか、慎重に検討すべき。</p> <p>(理由)中間案では、「聾学校」としているが、聴覚障害のある幼児、児童、生徒は、聾学校以外には全くないと断定してよいのか。条例第11条にいう「ろう児が在籍する学校」は、通常の学校も含みうるので、この計画での施策を聾学校に限るのであれば、「聾学校以外の学校に聴覚障害のある児童、生徒、生徒がいない」ということについて、明確なエビデンスが必要である。</p>	<p>ここでは、聾学校に対する手話の環境整備について述べていますが、聴覚障がいのある幼児、児童、生徒は、聾学校以外の学校にも在籍しているという認識にたつて取組を進めているところであり、聾学校以外の学校に在籍する幼児、児童、生徒への手話教育の環境整備についても、関係機関で連携を図りながら取組を進めてまいります。</p>	②
55	9ページ 第2章 1 基本的施策 と具体的な取組 施策4(1)②	<p>教職員に対する研修の実施 (意見)「聾学校」だけでよいのか、慎重に検討すべき。</p> <p>(理由)①の理由欄に記載したことと同様の懸念があるので、中間案どおりの施策とするならば、「聾学校以外の学校に聴覚障がいのある児童、生徒、生徒がいない」ということについて、明確なエビデンスが必要である。</p>	<p>聴覚障がいのある幼児、児童、生徒は、聾学校以外の学校にも在籍しているという認識にたつて取組を進めており、本取組においては、聾学校の教職員に対する研修の実施とともに、聾学校以外の教職員が参加できるよう、計画的な研修を実施します。</p>	②
56	9ページ 第2章 1 基本的施策 と具体的な取組 施策4(1)②	<p>ろう学校以外の教職員の方への研修会の参加を可能とする取り組みを入れてもらっている事は手話を学んでいただく機会の拡大となり非常に良いと思います。</p> <p>その取り組みに加えて、ろう学校へ赴任される教職員の方は、日常会話の手話は身につけて赴任できる事前研修の考慮もお願いします。</p>	<p>聾学校へ赴任する教職員に対する事前研修については、聾学校の協力を得ながら関係部署で連携を図り、可能な範囲で実施してまいります。</p>	③
57	9ページ 第2章 1 基本的施策 と具体的な取組 施策4(1)②	<p>聾学校以外の教職員が参加できるよう、夏季研修会や公開講座を実施とありますが、これまでも、聾学校主催の公開講座が夏休み中にあったと思います。そういったイメージの取組みでしょうか？</p> <p>もしそうであれば、期間的にも短期で十分な成果が得られるでしょうか？聾学校以外の教職員に対する教育のバラつき等を防止するためにも、教育計画は必要ないでしょうか？また、必要があればスキルマップを作成し、学校が移動になっても教育にバラつきが無くなるような工夫で、計画的かつ継続的な教育実施をお願いします。</p>	<p>聾学校以外の教職員が参加する研修内容については、各研修会等を実施している聾学校と調整を図り、参加者の研修のニーズを踏まえつつ、継続的に実施できるように計画的に進めていきます。</p>	③
58	9～10ページ 第2章 1 基本的施策 と具体的な取組 施策4(2)(3)	<p>聴覚障がい児を取り巻く家族支援について、強く望みます。最も関わる人が多い母親ばかりに負担がいくのではなく、家族の中の一員として愛されるよう、家族支援(ファミリーサポートとして)を望みます。発達医療センターやろう学校はもちろんのこと、地域で、不安なく、偏見なく、堂々と手話を学んで使えるような社会になっていくように…。</p>	<p>ご意見をありがとうございます。</p> <p>今後の事業の実施にあたっての参考とさせていただきます。</p>	③
59	9ページ 第2章 1 基本的施策 と具体的な取組 施策4 全般	<p>ろう児のロールモデルとして成人ろう者の活用を視野に入れることも大切かと思います。</p>	<p>ご意見をありがとうございます。</p> <p>今後の事業の実施にあたっての参考とさせていただきます。</p>	③
60	10ページ 第2章 1 基本的施策 と具体的な取組 施策5(1)①	<p>障がい者就職面接会だけではなく、障害者雇用実習訓練事業における研修にも、ろう者が申込んだときは手話通訳者が配置されるのでしょうか？</p> <p>労働関係では、障害者職業訓練の場などがありますが、ほとんど手話通訳者が付いておらず、三重県のろう者は職業訓練を受けたいときは、県外の手話通訳者が見つかる職業訓練の場へ行かねばならないという実情があります。</p>	<p>ご質問の「障がい者雇用実習訓練事業」につきましては、平成27年度まで実施した事業で現在は実施していません。</p> <p>なお、県が実施する「障がい者の態様に応じた多様な委託訓練」や障がい者を対象とした研修等(ステップアップ大学など)については、必要な場合、可能な範囲で手話通訳者の配置を調整していきます。</p>	⑤

No.	該当箇所	ご意見等	ご意見に対する対応および県の考え方	対応状況
61	10ページ 第2章 1 基本的施策 と具体的な取組 施策5(1)①②	県内のハローワークには手話協力員が配置されているが、全域ではないので全域への配置と就労時間(現在1ヶ月7時間)の延長をお願いしたい。 これは県独自で調整でき、協力員の稼働時間が延長できれば、事業者への支援も拡大できる。	ハローワークにおける手話協力員の配置については、他機関(国)の取扱いとなりますので、ご意見の趣旨は関係機関にお伝えします。	⑤
62	10ページ 第2章 1 基本的施策 と具体的な取組 施策5(1)③	バリアフリー観光について (意見)「バリアフリー観光」について、手話との関係性を明確にすべき。 (理由)「バリアフリー観光の推進」とあるが、条例第12条は、「手話の使用」についてのみ言及するにとどまっており、手話以外の手段(筆談、点字など)によるバリアフリー観光は対象としていない。 手話以外の手段によるバリアフリー観光を含めると、条例が求める施策とマッチしなくなるので、手話に特化したものにとどめるべきである。手話以外の手段によるものの支援は、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の取組として位置付けるべきである。	ご意見をふまえ、下記のとおり修正します。 観光施設等における情報保障の推進(観光局) バリアフリー観光を推進するため、関係団体等と協働し、県内の観光施設、宿泊施設に対して、手話通訳に係る情報の提供や聴覚障がいを持つ方々への対応についてアドバイスを行います。	①
63	13ページ 第3章 2 計画の進行 管理と見直し	PDCAサイクルを廻す上で、聴覚障がい者及び、手話通訳者等の実際に手話に関わる当事者は入っていますか?15ページに、三重県障がい者施策推進協議会手話施策推進部会の委員名簿がありますが、これは専門委員という事ですか?もしそうであれば、条例を読む限りでは、この専門委員は、常時手話施策の推進に関わっていないと私は理解します。それで本当に三重県手話言語条例の目的が果たせるのでしょうか。 手話を言語としている人たちの声があつての計画であり、実行であり、評価であり、改善ではないでしょうか。目的には、「聴覚障がいの有無のかかわらず県民が相互に人格と個性を尊重し安全かつ安心して暮らすことのできる共生社会の実現」というとても素晴らしい言葉があります。それには、聴者とうろ者が常に話し合いができる場があつてこそ、目的が実現できるのではないかと私は考えます。是非とも当事者が施策推進に常に関われる環境づくりをお願いしたいと思います。宜しくお願いします。	ご意見をありがとうございます。 聴覚障がい者や手話通訳者等の当事者が入った三重県障害者施策推進協議会手話施策推進部会において、現在、計画の策定を進めているところですが、中間案の13ページにも記述しているとおり、計画の進行管理に際しても、三重県障害者施策推進協議会手話施策推進部会等において施策の実施状況を評価することとしています。引き続き、聴覚障がい者や手話通訳者等の当事者に、計画の進行管理に携わっていただく予定です。	②
64	全般	手話やろう者の文化(生活様式や習慣、価値観等)への理解が広まり、ろう者と聴者が互いの違いを認め合える、誤解や偏見を減らすことができる施策となることを期待します。	ご意見をありがとうございます。 今後の事業の実施にあたっての参考とさせていただきます。	③
65	全般	手話言語条例は、「手話に関する施策」を推進することを目的とし、手話以外の情報コミュニケーション手段は対象としていない(県議会の条例検討会では、情報コミュニケーション条例ではなく、手話に特化した条例を作ることが確認されていた)。 行政当局としては、手話にのみ焦点を絞ることに困難さを感じるかもしれないが、手話言語条例に基づく計画に、手話以外の情報コミュニケーション手段を含めることは、条例の目的を超えるだけでなく、立法者意思にもそぐわなくなることに留意してほしい。	ご意見をふまえ、手話との関連性が分かるよう表記を見直すとともに、今後の事業の実施に際しても、手話に関する取組の推進に努めてまいります。	①
66	全般	施策の内容全般を見ると、既存の社会資源の活用が多く記載されています。しかし三重県聴覚障害者支援センターの職員数が全国のレベルにも達していない中で、条例による施策の充実が期待できる状況ではありません。是非施策の効果的な運用を行うためにも、三重県聴覚障害者支援センターの職員や相談員の身分向上と、配置人数を増やしてください。 手話に関わる多くの施策を推進していくためにも、設置通訳者の正規職員としての採用、複数設置を行ってください。 PDCAに関しての取り組みを明記していただいています。条例施行後しっかりと精査していくにはやはり、関係者団体の入っている、三重県障害者施策推進協議会の手話施策推進部会は大切であり、29年度以降も部会の継続は必要だと思います。 (他、同一意見1件)	ご意見をありがとうございます。 手話通訳者等の派遣やろう者からの相談に応じるため、三重県聴覚障害者支援センターによる支援の実施や拠点機能の拡充に向けた検討に取り組むとともに、計画の進行管理にあたっては、引き続き、三重県障害者施策推進協議会手話施策推進部会を開催し、施策の実施状況を評価していきたいと考えています。	③
67	全般	既存の三重県聴覚障害者支援センターが担うのでしょうか。現状より増えるとなると、聴覚障害者センターの職員の負担が増すばかりです。職員の増員、身分の向上など必要だと思います。 また、施策推進のためにも県として設置手話通訳者の正規雇用、複数配置をしてほしい。	ご意見をありがとうございます。 手話通訳者等の派遣やろう者からの相談に応じるための拠点機能の確保・拡充等に向けた検討を進めてまいります。	③

No.	該当箇所	ご意見等	ご意見に対する対応および県の考え方	対応状況
68	全般	新旧取り混ぜて、さまざまな施策が打ち出されていますが、ほとんどが三重県聴覚障害者支援センターが担うように思われます。しかし、センターは全国と比べてまだ人員が不足している状態なのに、本当に大丈夫なのでしょうか。結局、センターにし寄せが行くだけなのではないでしょうか。まず、センターの人員拡充を含めた環境整備を求めます。	ご意見をありがとうございます。手話通訳者等の派遣やろう者からの相談に応じるための拠点機能の確保・拡充等に向けた検討を進めてまいります。	③
69	全般	上記、述べさせて頂いた意見と重複するところがあるかもしれませんが、手話を幅広く皆さんに知ってもらうことは非常に大切で、大事なことだと思います。それと同時に、手話を知ってもらった方に、聴覚障がいへの理解を持ってもらう事も同じくらい大事なことではないかと思っています。聴覚障がいを持つ方がどのようなことに困っているのか、難しいことは何なのか、聴者は当たり前前思っている事でも、聴覚障がい者には当たり前でない事がたくさんあります。この逆の事も言えると思います。お互いにお互いの事を理解し合う気持ちを持ち、お互いに住みやすい共生社会の実現に繋がればと思います。そういった意味も含め、手話の普及に併せて、聴覚障がいへの理解の普及も推進して頂ければと思います。	ご意見をありがとうございます。今後の事業の実施にあたっての参考とさせていただきます。	③
70	全般	NHKには手話通訳、字幕放送有るが、三重TV、ローカルTV(松阪)には上記が無いのでつけてほしい。	ご意見をありがとうございます。関係機関等とも協力しながら、手話に関する施策に取り組んでまいります。	⑤
71	全般	スマホ、タブレットに音声を変換する器械がほしい。東京あたりではタブレット等に手話通訳されているようですが。	ご意見をありがとうございます。音声を変換するソフトとしては、例えば、「UDトーク」や「こえとら」といったアプリケーションがあり、無料でスマートフォン等にインストールしていただけます。	⑤
72	全般	代理電話は東京、仙台に現在実施されていますが、通訳のみで、調べ等はされていない。前、東京(NEC)ではされていましたが、倒産して今は無いので。三重県でも有ると便利。上記は午前8時～午後9時迄無休でされていますが、24時間無休が良い。	ご意見をありがとうございます。今後の事業の実施にあたっての参考とさせていただきます。	③
73	全般	憲法改正されるなら手話を憲法に規定を。スイス、北欧はされていますが、手話通訳・筆記通訳を含んでの。	ご意見をありがとうございます。	⑤